

京都府立図書館インターネット・マイページサービス 実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立図書館個人貸出規程（以下「貸出規程」という。）第13条第2項に規定するインターネット・マイページサービス（以下「本サービス」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 京都府立図書館（以下「図書館」という。）は、図書館ホームページにおいて、図書館利用者の利便性の向上のため、次に掲げるサービスを提供するものとする。

- (1) 貸出中の資料及び予約中の資料の確認
- (2) 貸出規程第9条に規定する継続貸出し
- (3) 貸出規程第10条に規定する図書館資料の予約（貸出待ち登録及びその取消（ただし、利用可能となった資料は除く。）に限る。）
- (4) 新着図書お知らせサービス
- (5) 返却期限日お知らせメール
- (6) 図書館カードバーコード表示

(対象者)

第3条 本サービスの対象者は、貸出規程第5条の規定により、図書館カードの交付を受けた者とする。

(利用申込)

第4条 本サービスの利用を希望する者は、マイページサービス利用申込書（別記第1号様式）に図書館カードを添えて利用の申込を行うものとする。

- 2 前項の手続きは、貸出規程第4条の図書館カードの申込手続き、及び第6条の登録内容の確認、カードの再発行、登録内容の変更の手続きと同時に行うことができる。
- 3 職員は、前2項の申込書について適当と認めたときは、仮パスワード発行票（別記第2号様式）を専用封筒に封入の上、申込者に交付するものとする。
- 4 利用の申込は、第1項、第2項の規定によるもののほか、京都府立図書館図書館カード電子申請実施規定第4条の規定により電子申請システムを通じて行うことができる。
- 5 職員は、前項の申込について適当と認めたときは、仮パスワード発行票を、電子申請システムを通じて申込者に交付するものとする。

(パスワードの管理)

第5条 前条の規定により仮パスワードの発行を受けた者は、利用を開始する前に、仮パスワードから本パスワードへ変更するものとする。

- 2 パスワード（本パスワードと仮パスワードの双方を指す。以下同じ。）は、利用者自身が厳重に管理しなければならない。
- 3 利用者がパスワードを忘失等した場合は、改めて利用申込を行うものとする。

(メールアドレスの登録)

第6条 利用者は、あらかじめメールアドレスを登録することにより、直接来館及び第8条により予約した図書館資料が利用できる状態になったときの連絡並びに新着図書お知らせサービスの配信をメールで受けることができる。

- 2 図書館は、メールアドレスを登録していない利用者に対しては、第8条により予約した図書館資料が利用できる状態になったときの連絡を行わない。この場合において、利用者は、予約中の資料の確認画面において図書館資料の準備状況及び取り置き期間を確認するものとする。
- 3 メールアドレスの変更等によりメールが受信できないことから生じる利用者の損失の責任は、利用者が負うものとする。
- 4 図書館は、登録されたメールアドレスを使用して、利用者に連絡を行うことができる。また、本サービスにかかるシステム上の変更等の重要事項について、利用者に通知するこ

とができるものとする。

(継続貸出し)

第7条 本サービス利用者は、貸出規程第9条に規定する継続貸出を、本サービス経由で申込みすることができる。

(図書館資料の予約)

第8条 本サービス利用者は、貸出規程第10条に規定する予約（貸出中の資料の貸出し待ち登録に限る。）を、本サービス経由で申込みすることができる。

2 本サービス利用者は、予約の取り消し（貸出し待ち登録資料に限る。ただし、利用可能となった資料は除く。）を、本サービス経由で申込みすることができる。

(新着図書お知らせサービス)

第9条 本サービスを利用し事前に希望した利用者に対し、利用者があらかじめ登録したキーワード等に合致する図書が新たに図書館の蔵書となったときに、図書館は、1週間を単位としてメールを送信するものとする。

2 キーワード等の登録は、1人10件以内とする。

(返却期限日お知らせメール)

第10条 本サービスを利用し事前に希望した利用者に対し、図書館は借りている資料の返却期限日が近づいたことをお知らせするメールを送信する。

(図書館カードバーコード表示)

第11条 本サービス利用者は、自身が所有する携帯通信機器で本サービスにログインし、図書館カードのバーコードをディスプレイに表示しカウンターで提示することにより、規程第8条に規定する図書館カードの提出に代えることができる。

2 前項の手続きに利用する場合は、マイページへの最終ログイン日が手続当日でなければならない。

(サービス利用の一時停止等)

第12条 図書館の長（以下「館長」という。）は、貸出規程第16条第2項及び第3項の規定により、図書館カードの利用を一時停止したときは、当該利用者の本サービスの利用を一時停止することができる。

2 館長は、貸出規程第17条の規定により図書館カードを失効させたときは、本サービスのパスワードも失効とする。

3 前2項のほか、館長は、次の場合には、当該利用者の本サービスの利用を一時停止し、又は、パスワードを失効させることができる。

(1) パスワードが不正に使用されていると判断したとき。

(2) 本サービスが長期間利用されていないとき。

(サービス提供の一時停止)

第13条 図書館は、システムメンテナンス又は機器の保守等やむを得ない理由により、本サービスの提供を一時停止するときは、あらかじめ図書館ホームページ等で告知する。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

(経費の負担)

第14条 本サービスの利用により発生する回線使用料等の経費については、利用者の負担とする。

2 ホームページ閲覧、蔵書検索、京都府図書館総合目録検索等、図書館がインターネット上で提供している各種情報を閲覧することによって発生する回線使用料等の経費についても同様とする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、本サービスの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 インターネットサービス実施要項（平成 22 年 10 月 14 日）は廃止する。ただし、平成 28 年 2 月以前に受け付けた図書館資料の予約については、この規程により受け付けたものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 29 日から施行する。